

第5 中間検査

1 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

2 中間検査の項目

中間検査の項目及び確認方法は、次のとおりとする。◆

(1) 共通

ア 配管検査

(ア) 経路 (現場確認)

(イ) 漏えいの有無 (次に示す方法で行った水圧 (気密) 試験結果報告書又は現場抜取検査)

 a 試験媒体は、陸上部分では水又は窒素等の不燃性気体 (新設配管の場合は、空気でも可)、海上部分では水で行うこと。

 b 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の 1.5 倍以上とする。

 c 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、陸上部分では 30 分以上、海上部分では 4 時間以上放置後圧力に変化の無いことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤 (石けん水等) を塗布し漏れを確認する。

(ウ) 試験圧力の確認 (現場又は写真により確認)

(エ) 海上部分では、配管溶接部全線の放射線透過試験又は浸透探傷試験を実施すること。

(オ) 配管防食措置 (現場又は写真により確認)

イ 消火設備 (第4種及び第5種を除く。) 作動試験 (消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験)

ウ 警報設備 作動試験 (消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験)

エ 避難設備 作動試験 (消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験)

(2) 屋外タンク貯蔵所

ア 鉄筋コンクリート製の防油堤及び基礎の配筋検査

(ア) 配筋の太さ (現場又は写真により確認)

(イ) 配筋の間隔 (現場又は写真により確認)

(ウ) 配筋の結着状況 (現場又は写真により確認)

(エ) コンクリートの厚さ (現場又は写真により確認)

イ タンク基礎の水平度 (防油堤基礎一体のものは除く。) (現場又は水平度測定結果報告書により確認)

ウ タンク本体に係る溶接線の目視検査 (現場又は写真により確認)

エ タンク本体に係る溶接線の非破壊検査 (現場施工のものに限る。) (現場又は非破壊検査試験結果報告書により確認)

オ 基礎・地盤の標準貫入試験及び平板載荷試験 (現場又は標準貫入試験及び平板載荷試験結果報告書により確認)

カ 屋根の漏れ試験 (現場又は屋根の漏れ試験結果報告書により確認)

キ 屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板の防

食措置（アスファルトサンド等の仕上げをいう。）の構造及び施工状況を確認

(3) 地下タンク貯蔵所

ア タンク室検査（基礎、壁面及び上部スラブ）

- (ア) 配筋の太さ（現場又は写真により確認）
- (イ) 配筋の間隔（現場又は写真により確認）
- (ウ) 配筋の結着状況（現場又は写真により確認）
- (エ) コンクリートの厚さ（現場又は写真により確認）
- (オ) タンク室の大きさ（現場又は写真により確認）
- (カ) タンク枕の状況（現場又は写真により確認）
- (キ) タンク室防水措置（現場確認）

イ タンク防食措置の検査（膜厚検査）

エポキシ樹脂等による防食措置の場合は、次によること。

(ア) 塗膜の厚さ

基本的に自主検査にて 500 mm 間隔で計測することとするが、自主検査報告書の記載は最大値、最小値のみとして差し支えない。

現場検査は、抜き取りで実施する。

(イ) 傷の有無（現場確認）

ウ タンク据え付け状況

- (ア) タンク据え付け時のタンク室の乾燥状況（現場確認）
- (イ) タンクとタンク室との間隔（現場又は写真により確認）

エ 二重殻タンク

(ア) 鋼製二重殻タンク（SS タンク）

鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について（H3.4.30 消防危第 37 号通知）によること

(イ) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（SF タンク）

第 2 章第 3 節第 4 「地下タンク貯蔵所」別添 2 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用」によること

(ウ) 強化プラスチック製二重殻タンク（FF タンク）

第 2 章第 3 節第 4 「地下タンク貯蔵所」別添 3 「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用」によること

(4) 給油取扱所

(1) 及び(3)による。

(5) 移送取扱所

ア 放射線透過試験等の非破壊試験は危険物規則第 28 条の 27 により実施すること。

なお、放射線透過試験結果は、フィルムにより確認する。

イ 漏えいの有無（次に示す方法で行った水圧（気密）試験結果報告書又は現場抜取検査）

(ア) 試験媒体は、水（事業所の敷地内の陸上部分は、窒素等の不燃性気体（新設配管の場合は、空気でも可））で行うこと。

(イ) 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の 1.5 倍以上とする。

(ウ) 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、24 時間以上放置後圧力に変化のないことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。た

だし、試験圧力を当該配管の最大常用圧力の2倍以上とした場合は放置時間を4時間とすることができる。(海底配管を除く。)

ウ 試験圧力の確認(現場又は写真により確認)

エ 配管防食措置(現場又は写真により確認)

(6) (2)から(5)以外の製造所等

状況に応じ、現場検査、抜取検査、試験結果報告書等により確認すること。なお、タンクにあっては、(2)及び(3)の例によること。

(7) (1)から(6)までにかかわらず、特に必要と認められる事項については中間検査を実施する。

3 中間検査の実施

検査は、原則として消防機関が直接実施するものとするが、次に該当するものは自主検査とすることができます。

(1) 本節第7完成検査の申請に規定する「完成検査等を行うことができる事業所の認定制度等」に基づき、変更工事に係る自主完成検査等の認定を受けた事業所(以下「認定事業所」という。)における中間検査については、すべて自主検査とすることができます。

(2) 石炭法に規定する石油コンビナート等特別防災地域内に所在する特定事業所及び動植物油製造事業所等その他の事業所、又はタンク製造メーカー(少量液体危険物タンク検査に限る。)等で保安管理体制が確立されると認められる事業所(以下「中間検査特例承認事業所」という。)においては、事業所敷地内に設置される製造所等に限り、前記2に規定する中間検査のうち次に掲げる検査について、自主検査とすることができます。

ア 配管検査

イ 配筋検査

ウ タンク底板防食検査

エ 地下タンク据え付け検査

オ 地下タンク防食被覆検査

カ 地下タンク埋め戻し検査

キ 少量液体危険物タンク検査

4 検査記録等

認定事業所及び中間検査特例承認事業所等にて中間検査を実施したときは、検査の項目ごとにその結果を当該事業所において、検査結果書に記録するとともに、当該検査に係る製造所等の完成検査時に提出するものとし、写真等については完成検査時に提示することをもって足りるものとする。